

〔昭和十八年十月〕

昭和十八年九月 日 (注記1) 内閣書記長官長花押 (星野) (注記2) 内閣書記官 (注記3) (稲田) (三橋) (渡江) (岩倉)

内閣総理大臣 (東条)

法制局長官 印

外務大臣花押 (重光) 海軍大臣花押 (島田) 商工大臣花押 (岸) 大東亜大臣花押 (青木)

内務大臣花押 (安藤) 司法大臣花押 (岩村) 通信大臣花押 (寺島) 鈴木国務大臣花押 (鈴木)

大蔵大臣花押 (賀屋) 文部大臣花押 (岡部) 鉄道大臣花押 (八木) 大森国務大臣花押 (大森)

陸軍大臣花押 (東条) 農林大臣花押 (山崎) 厚生大臣花押 (小泉) 後藤国務大臣花押 (後藤)

(注記4) 別紙陸軍大臣請議在学徴集延期臨時特例(勅令)ニ関スル件ヲ 審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ

可然ト認ム

勅令案

朕在学徴集延期臨時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(加筆・朱書) 昭和十八年十月二日 (加筆・朱書)

内閣総理大臣

内務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

大東亜大臣

呈案附箋ノ通

(注記5) 在学徴集延期臨時特例(勅令)ニ関スル件 (注記6)

昭和拾八年九月廿五日 陸軍大臣 印

内閣総理大臣殿

(注記7) 在学徴集延期臨時特例ニ関シ別紙勅令案ノ通制定致度理由書相添へ閣議ヲ請フ (注記8)

勅令第(加筆・朱書)七百五十五号

(抹消)在(加筆)学(加筆)徴(加筆)集(加筆)延(加筆)期(加筆)臨(加筆)時(加筆)特(加筆)例(加筆)

兵役法第四十一条第四項ノ規定ニ依リ(加筆)兵(加筆)役(加筆)法(加筆)施(加筆)行(加筆)令(加筆)第(加筆)百(加筆)条又ハ昭和十八年勅令第二百三十八号附則第二項ノ規定ニ拘ラズ(加筆)当(加筆)分(加筆)ノ(加筆)内(加筆)在(加筆)学(加筆)ノ(加筆)事(加筆)由(加筆)ニ(加筆)因(加筆)ル(加筆)徴(加筆)集(加筆)ノ(加筆)延(加筆)期(加筆)ハ(加筆)之(加筆)ヲ(加筆)行(加筆)ハ(加筆)ズ(加筆)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(加筆)主任者 陸軍省兵備課 大根田少佐

理由

(抹消)時局ノ要請(加筆)並ニ(加筆)特ニ(加筆)軍ノ幹部補充上ノ必要ニ(加筆)依(加筆)リ(加筆)ニ(加筆)因(加筆)リ(加筆)在(加筆)学(加筆)ノ(加筆)為(加筆)メ(加筆)ニ(加筆)事(加筆)由(加筆)ニ(加筆)因(加筆)ル(加筆)徴(加筆)集(加筆)延(加筆)期(加筆)ノ(加筆)取(加筆)扱(加筆)ハ(加筆)之(加筆)ヲ(加筆)行(加筆)ハ(加筆)ズ(加筆)ザルコトトスルノ要アルニ依ル

(加筆・朱書)参照

(加筆・朱書)兵役法

(加筆・朱書)昭和二年四月(総理 陸軍 海)法律第四十七号(軍大臣副署)

第四十一条 徴兵検査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢二十六年迄ヲ限トシ其ノ徴集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ニ対シテハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シ一ノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徴集延期ノ事由尚継続スルモノト看作ス

第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在学ノ事由尚止マザル者ニ対シテハ其ノ年徴兵検査ヲ行フ

戦時又ハ事变ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得

(加筆・朱書)参照

(加筆・朱書)兵 役 法 施 行 令

(加筆・朱書)昭和二十一年十一月(総理・外務・海軍・陸軍)勅令第三百三十号(内務・文部大臣副署)

第一百条 左ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ基キ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期ス 一 師範学校、高等学校高等科、大学令ニ依ル大学予科、専

(藤井)

門学校、高等師範学校、大学令ニ依ル大学学部、臨時教員養成所、実業学校教員養成所及青年学校教員養成所但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総督、満洲国駐劄特命全權大使又ハ樺太庁長官ノ所轄学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズルモノ但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

三 前二号ニ掲グル以外ノ学校又ハ前二号ニ掲グル学校ノ別科ニシテ陸軍及文部大臣ニ於テ認定ヲ為シタルモノ

〔加筆・朱書参照〕

朕兵役法施行令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年三月二十九日

内閣総理大臣兼  
陸軍大臣 東條 英機

文部大臣 橋田 邦彦

海軍大臣 嶋田繁太郎

勅令第二百三十八号

兵役法施行令中左ノ通改正ス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第百十一条ノ二第一項ノ改正規定、第百十一条ノ七及第百十一条ノ十ノ改正規定中朝鮮ニ於ケル徵集事務ニ関スル部分並

〔藤井〕

ニ附則第三項及第四項ノ規定ハ同年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年三月三十一日ニ於テ従前ノ第百条各号ニ掲グル学校ニ在学スル者ノ徵集ノ延期ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ第百条及第百一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル  
当分ノ内兵役法第二十四条中十一月中トアルハ同法第五十三条ノ二第二号ニ掲グル者ニ付テハ十月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間トス

当分ノ内兵役法第二十六条第二項ノ適用ニ付テハ戸籍法ノ適用ヲ受クル者ト同法第五十三条ノ二第二号ニ掲グル者トヲ区分シ各別ノ基準ヲ用フルコトヲ得

〔注記1〕

〔陸甲六九〕

〔注記2〕

〔佐野〕

〔注記3〕

〔昭和十八年九月二十八日裁可ノ昭和十八年十月二日公布〕

〔注記4〕

〔抹消〕〔加筆・朱書〕  
〔二〇〕〔九〕〔八〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記5〕

〔法制局陸第三八号ノ昭和十八年九月廿七日〕  
〔編田〕  
〔陸普第四八〇八号〕

〔注記6〕

〔内閣官房総務課ノ18・9・27ノ文書〕

〔佐藤〕

〔注記7〕

〔法制局編〕

(注記8)

〔陸甲六九〕

〔公文類聚 第六十七編 昭和十八年 卷九十五〕  
〔軍事門〕 陸軍 海軍 2A, 12, ②2763